

## 設立認証申請に係る縦覧書類

(令和6年度)

1 申請年月日

令和6年4月12日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふらっと

3 代表者の氏名

西 勉

4 主たる事務所の所在地

南牟婁郡御浜町大字下市木 3329 番地

5 定款記載の目的

この法人は、医療・介護・福祉に関わる人及び地域住民に対して、人材育成や相談支援を行うほか、地域福祉に関する事業を行い、もって地域全体の利益に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和6年4月12日 ~ 令和6年4月26

# 特定非営利活動法人ふらっと 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふらっと という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県南牟婁郡御浜町大字下市木3329番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、医療・介護・福祉に関わる人及び地域住民に対して、人材育成や相談支援を行うほか、地域福祉に関する事業を行い、もって地域全体の利益に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 医療・介護・福祉人材の育成や定着支援に関する事業
- (2) 子どもの発達に関する相談支援に関する事業
- (3) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以内
  - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電子メール表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用として講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。



(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により決めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第11章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 西 勉  
副理事長 松本 将平  
理事 濱口 政也  
同 喜田 さつき  
監事 芝 年雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	正会員	賛助会員
(1) 入会金	5,000円	0円
(2) 年会費	1,000円	1,000円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 ふらっと

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	にし つとむ 西 勉		無
副理事長	まつもと しょうへい 松本 将平		無
理事	はまぐち まさや 濱口 政也		無
理事	きた さつき 喜田 さつき		無
監事	しば としお 芝 年雄		無

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

少子高齢化に加え人口減少が進む中、介護だけでなく福祉的な支援を求める声は複雑化し、そのニーズも多様化しており、それらのニーズに対応するためには介護・福祉サービスを支える人材をしっかりと確保し、育成していくこと、また、支援を行っていく新たな仕組みや新たな資源などの確保が必要だと考えます。

現状を踏まえて、事業主は当然ですが、国や県、市町においても、人材確保や人材育成のために様々な取り組みを行っているところですが、効果的な取り組みができていないとは言えません。現状では、地域をまたいでの人材確保であったり、育成を担うところがない状況であることから、事業所や職能団体、複数の行政間をつなぐ役割を担いながら育成に関わる存在が必要不可欠と考えます。

また、少子化が進む中で、子どもたちの発達過程における支援や生きづらさに寄り添う支援を行う機関が不足していると感じており、行政機関とは違う立場で関わる機関の必要性も感じているところです。

今回、法人の設立申請するに至ったのは、これまで当地域で多職種連携を図りながら培ってきたつながりをベースに、分野や行政区域の制限を超えた部分を担える、社会的にも公益性のある団体と認められた非営利団体を組織して活動することで、福祉業界の発展や人材の育成に係わるほか、次世代を担う子どもや子育て世代を支援し、地域社会に広く貢献できるものと考えたからであり、この地域で暮らす人たちが、様々な不自由を抱えながら、支援が必要になっても諦めることなく、自分の生き方を選択できる地域づくりに貢献していくこととします。

### 2 申請に至るまでの経過

令和6年	2月	発起人となるメンバーの意思確認
令和6年	2月	活動方針や内容についての検討
令和6年	3月	会員間で法人化と会の方針についての最終確認
令和6年	3月	設立総会開催

令和 6年 3 月 13 日

特定非営利活動法人 ふらっと

設立代表者 住所

氏名 西 勉

# 令和6年度事業計画書

( 法人成立の日 ～ 令和 7年 3月31日)

特定非営利活動法人 ふらっと

## 1 事業実施の方針

少子高齢化に加え人口減少が進む中、地域の医療や福祉、教育を担っている現場職員が、人材不足等の理由から、研修を受ける機会や自身の相談を受ける機会が確保できず、バーンアウトしてしまうことのないよう、専門職等を支援するための仕組みづくりや研修の機会を確保するほか、現場職員にとどまらず、事業所等を支援する事業に取り組むこととする。

また、公的機関によるアプローチとは別に、次世代を担う子どもや子育て世代に対し、発達に関することも含めた相談支援体制を整え、関係機関とも連携しながら事業を進めていくこととする。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
医療・介護・福祉人材の育成や定着支援に関する事業	医療・福祉に関わる人材育成に関わる事業を中心に、講演や研修、その他人材育成や確保に関する事業を実施する。	年間	依頼に合わせて	4人	500人 (延べ人数)	200
子どもの発達に関する相談支援に関する事業	発達相談に関する相談支援	年間	依頼に合わせて	1人	10人	50
その他、目的を達成するために必要と認められる事業	福祉関連に関わることや目的に沿った活動をもとにした講演活動など	年間	依頼に合わせて	2人	750人 (受講者)	310

## 令和7年度事業計画書

( 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日)

特定非営利活動法人 ふらっと

### 1 事業実施の方針

少子高齢化に加え人口減少が進む中、地域の医療や福祉、教育を担っている現場職員が、人材不足等の理由から、研修を受ける機会や自身の相談を受ける機会が確保できず、バーンアウトしてしまうことのないよう、専門職等を支援するための仕組みづくりや研修機会の確保するほか、現場職員にとどまらず、事業所等を支援する事業に取り組むこととする。

また、公的機関によるアプローチとは別に、次世代を担う子どもや子育て世代に対し、発達に関することも含めた相談支援体制を整え、関係機関とも連携しながら事業を進めていくこととする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
医療・介護・福祉人材の育成や定着支援に関する事業	医療・福祉に関わる人材育成に関わる事業を中心に、講演や研修、その他人材育成や確保に関する事業を実施する。	年間	依頼に合わせて	4人	500人 (延べ人数)	200
子どもの発達に関する相談支援に関する事業	発達相談に関する相談支援	年間	依頼に合わせて	1人	20人	50
その他、目的を達成するために必要と認められる事業	福祉関連に関わることや目的に沿った活動をもとにした講演活動など	年間	依頼に合わせて	2人	750人 (受講者)	310

令和 6年度 活動予算書  
 法人成立の日から 令和 7年 3月 31日 まで  
 特定非営利活動法人 ふらっと

(単位：円)

科目	金額 (円)		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	0	60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
人材育成等事業収益	200,000		
相談支援事業収益	50,000		
その他事業収益	300,000		
事業収益		550,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			610,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費	10,000		
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金	550,000		
雑費			
その他経費計	560,000		
事業費計		560,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	10,000		
旅費交通費			
消耗品費	10,000		
賃借料			
研修費			

通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			580,000
当期経常増減額			30,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			30,000
設立時正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			130,000



令和 7年度 活動予算書  
 令和 7年 4 月 1 日から 令和 8年 3 月 31 日まで  
 特定非営利活動法人 ふらっと

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費		10,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
人材育成等事業収益	200,000		
相談支援事業収益	50,000		
その他事業収益	300,000		
事業収益		550,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			560,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費	10,000		
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金	550,000		
雑費			
その他経費計	560,000		
事業費計		560,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
消耗品費			
賃借料			
研修費			

通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			580,000
当期経常増減額			-20,000
Ⅲ 経常外収益		e	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-20,000
前期繰越正味財産額			130,000
次期繰越正味財産額			110,000